

介護保険制度について

介護保険制度の概要についてご紹介します

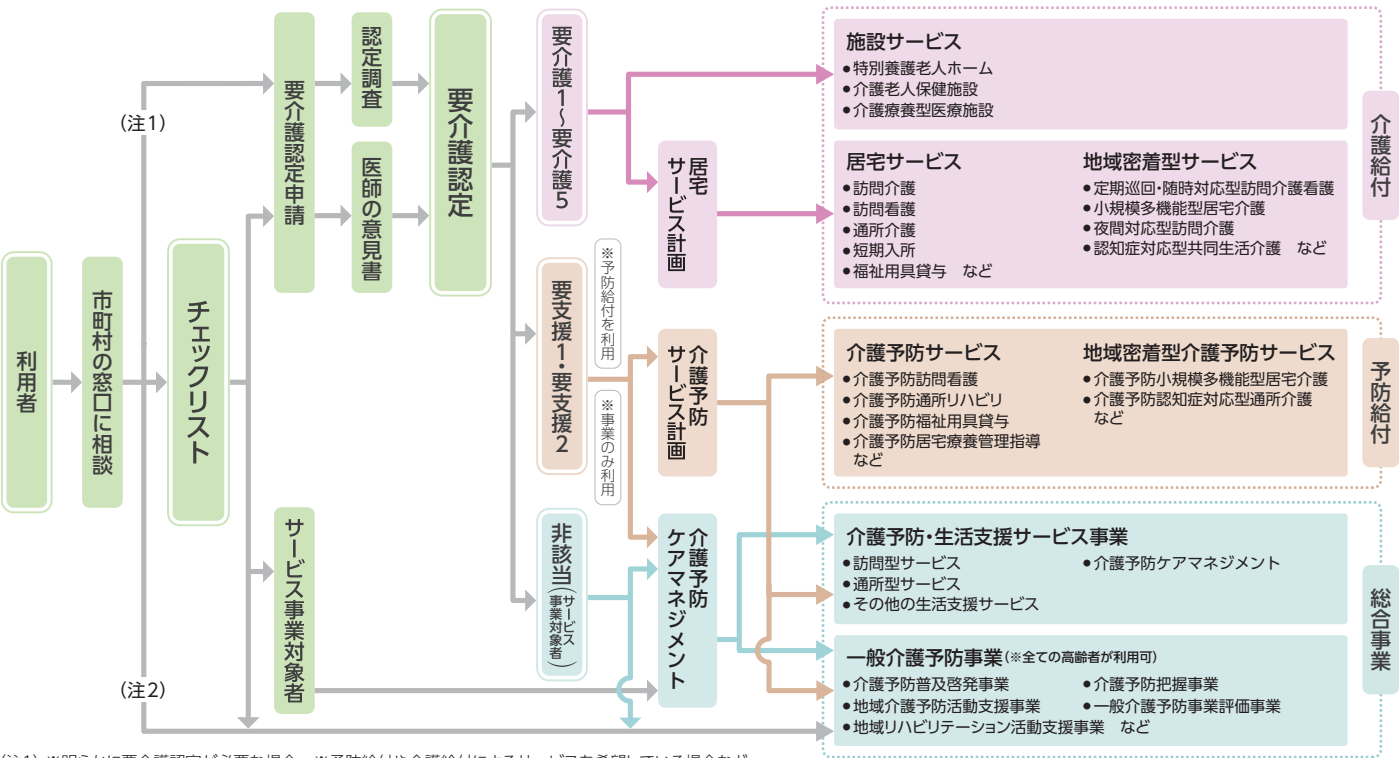
介護サービスの利用対象者

介護保険の被保険者は、65歳以上の方（第1号被保険者）および40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）に分けられます。第1号被保険者は、原因を問わず要介護認定または要支援認定を受けたときに介護サービスを受けることができます。第2号被保険者は、加齢に伴う疾病（特定疾病※）が原因で要介護（要支援）を受けたときに介護サービスを受けることができます。

区分	第1号被保険者	第2号被保険者
対象者	65歳以上の方	40歳以上65歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者
受給要件	・要介護状態（寝たきり、認知症などで介護が必要な状態） ・要支援状態（日常生活に支援が必要な状態）	要介護（要支援）状態が、加齢に起因する疾病（特定疾病※）による場合に限定
保険料の支払い	市町村と特別区が徴収（原則、年金からの天引き）	医療保険料と一体的に徴収

- ※特定疾病
- 1. がん（末期） 2. 関節リウマチ 3. 筋萎縮性側索硬化症 4. 後縦靱帯骨化症 5. 骨折を伴う骨粗鬆症 6. 初老期における認知症 7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病 8. 脊髄小脳変性症 9. 脊柱管狭窄症 10. 早老症 11. 多系統萎縮症 12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症 13. 脳血管疾患 14. 閉塞性動脈硬化症 15. 慢性閉塞性肺疾患 16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

介護サービスの利用フローとサービス内容



(注1) ※明らかに要介護認定が必要な場合 ※予防給付や介護給付によるサービスを希望している場合など
(注2) ※明らかに介護予防・生活支援サービス事業の対象外と判断できる場合

介護サービスの利用限度額（月額）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
支給限度額	50,320円	105,310円	167,650円	197,050円	270,480円	309,380円	362,170円
ご利用者1割負担額	5,032円	10,531円	16,765円	19,705円	27,048円	30,938円	36,217円
ご利用者2割負担額	10,064円	21,062円	33,530円	39,410円	54,096円	61,876円	72,434円
ご利用者3割負担額	15,096円	31,593円	50,295円	59,115円	81,144円	92,814円	108,651円

実際の限度額は金額ではなく単位で決められており、上表では金額の目安として1単位あたり10円で計算しています。また介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただく必要があります。詳しくは市区町村にご確認ください。